

婦人の地位



保存資料

情報 NO. 2 婦人課

平等・発展・平和を

めざす婦人の10年

1976-1985

も く じ

- I 国内行動計画の策定について
- II 国内ニュース
 - 1 就業における男女平等問題
研究会議報告
 - 2 労働大臣の諮問機関である
婦人少年問題審議会が雇用に
おける男女の機会の均等と待
遇の平等の促進に関し建議を
提出
 - 3 婦人の動き
- III 国際ニュース
- IV 統計資料

1977年 2月

労働省婦人少年局

I 国内行動計画の策定について

婦人問題企画推進本部は、昭和51年4月、国内行動計画概要を発表したが、その後婦人問題企画推進会議の意見のほか、各方面から寄せられた意見、要望等を参考としながら計画の策定作業を進め、昭和52年1月27日、国内行動計画を決定した。

この国内行動計画は、国際婦人年及び世界行動計画の趣旨に基づき今後10年間の展望に立って我が国における婦人問題の課題、目標、施策の方針を明らかにしており、今後この方向に沿って婦人問題に関する施策を一層企画推進していくための指針となるものである。

資料1

国内行動計画

ま え が き

政府は、昭和50年9月23日、閣議決定をもって内閣総理大臣を本部長とする婦人問題企画推進本部を設置し、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取入れその他婦人に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図ることとした。

そのため、婦人問題企画推進本部において、今後10年間の展望に立って、我が国における婦人問題についての目標と課題を明らかにし、これに沿って施策を展開するための計画を策定することとし、51年4月、その主な事項をとりまとめた国内行動計画概要を発表して、これをもとに各方面の意見を聴取した。また、内閣総理大臣から依頼を受けた民間有識者よりなる婦人問題企画推進会議における意見、関係省庁の審議会における関連事項についての意見等を参考としつつ、国内行動計画を策定した。

婦人問題企画推進本部は、この国内行動計画の目標達成のための施策を着実に推進し、国民各層とともに、婦人の地位と福祉の向上に努め、もって社会全体の進歩と発展を促すことを期するもの

である。

昭和52年1月

婦人問題企画推進本部

I 基本的考え方

1. 我が国においては、戦後、日本国憲法の制定とそれに伴う諸制度の改革や産業、経済の発展、科学技術の進歩によって、国民の生活や意識は大きく変わった。

特に、個人の尊重と法の下での男女平等が憲法の定める基本的原理として保障され、これに基づいて諸法令が制定、施行されたことによって婦人の法的地位は抜本的に改められ、向上した。

また、近年の経済社会の発展と変容は、婦人の生活に大きな変化をもたらした。すなわち、平均寿命の伸長、出生率の低下と婦人の出産期の短縮、教育水準の向上、家庭生活の変化、余暇時間の増加等によって、婦人の生涯の展望は全く新しいものとなり、職業をはじめさまざまな社会的活動に従事する婦人やそれを求める婦人が増加している。

2. 今日、婦人は、国民生活の諸分野において大きな役割を果たしているが、婦人の生活に生じたこのような変化は、まだ、社会的に広く認識されているとはいえず、新しい変化に応じて婦人の能力や活動力を全面的に活かすような個人や社会の対応も決して十分とはいえない。

すなわち、婦人の能力、適性に対する偏見や固定的な男女の役割分担意識がまだ根強く、このことが幼児期からのしつけをはじめ、教育、職業の選択等、生涯の生き方についての重要な決定に影響を与えるとともに、婦人自身の意識や行動を消極的なものにし、権利や機会の活用を不十分なものになっている。また、職業をはじめ、婦人の社会的活動は非常に拡大したが、職場には男女の不平等が依然として残存し、政策

や方針の決定への婦人の参画も、国、地方公共団体、企業、民間団体、国際分野を通じて、低調であるといえよう。就業する婦人の大半を占める既婚婦人は、職業、生産活動と家庭生活との責任の調和についてさまざまな問題に直面しているが、それを円滑にするための家庭や社会の条件整備は必ずしも十分ではなく、また、生活に欠くことのできない家事活動や家業への寄与が正しく評価されているとはいえない。さらに、我が国の諸法制は、男女平等を原則とするが、実際に平等を確保する上で不備な点があることは否めず、一方、現行の婦人に特殊な保護的措置についても、時代の変化に照らして改めるべき点がないとはいえない。

3. 婦人が生涯の生き方を主体性をもって選択、設計し、その個性と能力を自己の実現と社会の進歩のために生かすことは、婦人自身の人格の発展はもとより、国民全体の福祉の向上にとって欠くことのできないものである。このため、まず、主体性を確立し、機会と責任の平等を現実のものとするための婦人自身の不断的努力が要請される。

同時に今後の我が国においては、国民一人一人の生活の安定と向上、能力の開発と発揮、生きがいの充足、完全雇用の達成、維持、分配の公正等人間の尊重と生活の質の向上の見地に立った政策目標が益々重視されるが、このような目標を達成しようとする全ての政策は、男女両性に等しく配慮し、その必要にこたえるものでなければならない。また、人口の急速な高齢化等社会構造の変化に対応して、生活の充実とこれを支える経済的社会的基盤の形成を図ることが重要な課題となっている今日、これらの施策の遂行にあたって、男性と同様、婦人の十分な参加と協力が必要であることはいうまでもない。

4. 国際連合憲章、婦人に対する差別撤廃宣言をはじめ、各種の国際的条約、勧告、計画等は、一国の全面的な発展及び世界の福祉、平和のた

めに、女性が男性と同様にあらゆる分野に最大限に参加することが必要であり、全ての人は差別されることなく社会的、経済的進歩の成果を享受する権利を有し、同時にこのような進歩に貢献すべきであるとの趣旨を宣明している。

1975年、国際婦人年世界会議が採択した世界行動計画は、このことを一層時代にふさわしい形で実現することを目的として、今後10年間にわたる各国の政策に指針を与えている。また、国際連合は、1976年から1985年までを「国連婦人の10年」と宣言し、平等、発展、平和という国際婦人年の目標達成のために世界全体として努力することとしている。

5. 国内行動計画は、憲法の定める男女平等の原則及び世界行動計画をはじめとする国際文書の趣旨に基づき、政治、教育、労働、健康、家庭生活等に関して憲法が保障する一切の国民的権利を婦人が実際に男性と等しく享受し、かつ、国民生活のあらゆる領域に男女両性が共に参加することが必要であるという基本的考え方に立って、それを可能とする社会環境を形成することを全体的な目標とする。

この目標を達成するため、次のことを計画の課題とし、今後10年間にわたって総合的な施策を展開することとする。

- (1) 法制上の婦人の地位の向上
- (2) 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進
- (3) 母性の尊重及び健康の擁護
- (4) 老後等における生活の安定の確保
- (5) 国際協力の推進

6. なお、施策の推進にあたっては、我が国の歴史的、社会的事由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域の婦人、その他低位な状況に置かれている婦人が全ての基本的人権の享有を実質的に保障されるよう、その地位の改善に十分留意することが必要である。

7. 婦人の問題は、国民生活のあらゆる領域に内

在し、しかも、人間の日常生活に根ざした多くの課題を含んでいる。その解決のためには、政府施策の果たすべき役割に加えて、国民各層に期待されるべき役割が少くない。このため、この計画の目標達成に向って全ての公的機関、民間機関、団体及び国民全体がそれぞれの分野において、自主的な目標を定め、活動を展開することを期待するとともに、とりわけ、婦人一人一人が自らの生涯の展望の下に、その可能性を最大限に活かすため、積極的に行動することを期待する。

Ⅱ 施策の基本的方向とその展開

1. 法制上の婦人の地位の向上

憲法に定める男女平等の原則を一層徹底させ、かつ婦人の地位の実質的向上を図るため、時代の変化に即して、常に諸法制を見直し、その再検討を行う。

家庭生活の健全な維持に対する婦人の寄与と家業における婦人の労働の経済的価値を法律上も正しく評価するため、引き続き、民法等関係法令の再検討を行うとともに、法的に認められた諸権利が確実かつ容易に実現されるような制度ないし手続きの整備について所要の改正を検討する。また、雇用、職業における男女平等の保障のための婦人労働関係法令、その他広く各種法令上の問題点について検討を行う。

2. 男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進

婦人が、その主体的選択によって、政治、経済、社会、文化のあらゆる分野に参加する機会を持ちうるよう、固定的な男女の役割分担意識を見直すとともに、婦人に対する不平等な慣行を是正し、婦人が多面的な責任を調和させつつ、その能力を十分に発揮することができるような社会環境を整備する。

(1) 政策決定への参加

国、地方公共団体、企業、民間団体等にお

ける政策、方針の決定への婦人の参加を促進する。

そのため、審議会等への婦人の登用を積極的に行うとともに、公務員については、婦人の登用等について、十分配慮する。また、公的機関、企業、民間団体等の政策、方針の決定について、婦人が積極的な役割を果たすことができるよう気運の醸成を図る。

(2) 教育訓練の充実

従来の男女の役割分担意識にとらわれない教育、訓練を推進するとともに、婦人の生涯の展望をふまえた教育・訓練の機会の拡充、施設の整備等の施策を推進する。その際、社会参加を希望する婦人の再教育、再訓練について配慮する。

ア 学校教育においては、男女の平等及び相互の協力、理解についての学習を教育活動全体を通じて充実するよう、教育課程の編成及び学校運営の面で一層配慮する。特に各学校における社会科、家庭科等関連教科及び道徳等において新しい時代に即応した学習指導が行われるよう配慮する。

家庭教育においては、男女の平等及び相互の協力・理解、子どもの進路、家庭生活のあり方等について、一層配慮するため、両親等の家庭教育に関する学習機会の拡充を図る。

また、社会教育においては、青少年及び成年男女が婦人問題、家庭生活等に関する学習を活発に行うよう学習機会の拡充を図る。

イ 生涯の各時期における婦人の多様な学習意欲に応えうる学習の場の整備、情報提供指導者の育成確保を図る。地域においては婦人学級、家庭教育学級、高齢者教室、消費生活に関する講座等の婦人が当面する生活課題に関する学習機会を拡充するとともに、婦人団体の自主的学習活動を奨励する

ため必要な援助を行う。また、婦人教育活動の充実を図るため、国立婦人教育会館（仮称）を拠点として、全国的規模で指導者研修、国内・国際交流、情報提供の事業等を行うとともに、地域においては、婦人会館、公民館等の整備を促す。

さらに、婦人が職場や家庭で働きながら高等教育、専門教育の機会を享受することができるよう、放送大学の計画を進めるとともに、大学開放講座の拡充、専修学校の一層の振興等に努める。また、高等教育機関の間の単位の相互認定、累積加算制度を検討するなど、大学教育を弾力化する方策について検討する。

ウ 婦人が若年時から正しい職業観を養い、生涯展望にたった職業選択を行うことができるよう、各種の教育、訓練において配慮する。また、個人の適性に応じて多様な分野で能力を発揮しうるよう幅広い教育、訓練を受けることを奨励するとともに、職業情報の積極的提供、職業指導の充実を図る。

また、出産、育児期を経て中年期の再就職を求める婦人のため、職業歴や家庭生活との調和を考慮した職業選択、職業訓練についての相談体制の整備、訓練職種の開発、設定、訓練技法の改善等を進める。なお、看護職員の一層の資質向上と専門職としての確立に資するため、看護研修研究センター（仮称）の設置、卒後研修の一層の充実を図るほか、潜在看護力活用のため、ナースバンクの充実等の施策を推進する。

(3) 雇用における条件整備

雇用における機会と待遇の男女平等を確保するため、その阻害要因の除去等必要な施策を推進するとともに、婦人の職域の拡大と就業条件の整備を図る。

ア 職業生活のあらゆる領域で男女が平等の機会と待遇を得られるよう、雇用制度、慣

行の改善に努める。特に、労働基準法に定める男女の同一労働における同一賃金の原則をさらに徹底させるとともに、若年定年制、結婚・妊娠・出産退職制等の差別的制度については、指導計画を樹立する等、早急な是正を図る。

また、使用者に対して、採用、職場配置研修、訓練、昇進昇格等において、婦人に男性と同等の機会と待遇を与えるよう、雇用管理の積極的改善を促すとともに、労使に対する相談体制の充実を図る。

イ 雇用における男女平等を徹底するためには、男女が同じ基盤で就労できることが前提条件となるので、現在、婦人に対して行われている法制上の特別措置について、その合理的範囲を検討し、科学的根拠が認められず、男女平等の支障となるようなものの解消を図る。

ウ 婦人が従来のいわゆる女子向き職種という固定観念にとらわれず能力・個性に応じて専門的技術的職業その他幅広い職業分野へ進出するとともに、自ら能力の開発に努め、職場における婦人の地位の向上を図るよう啓発する。また、使用者が職場の条件を整備し、婦人の能力を広く活用するよう奨励する。公務については、女子の受験制限職種の見直しを行うなど、その職域全般に進出することを可能とするための条件整備に努める。

エ パートタイマーの労働条件の整備、雇用管理の改善等について必要な指導を行うほか、低賃金労働者の賃金の改善を図るため、最低賃金制の推進を図る。

(4) 農山漁村における条件整備

農山漁村婦人の生産活動への参加の著しい伸展に即応して、生産と生活の向上及びその調和を図るための施策を拡充する。

ア 婦人の生産活動の質的向上を図るため、

農業経営、農業技術等についての普及教育訓練を婦人の身体的条件に配慮しつつ、その能力を生かすよう推進する。

イ 農山漁家生活の質的向上を図るため、家庭経営、生活技術、生活環境改善等生活全般についての普及教育訓練を地域の実情に即して推進するとともに、その一環として婦人の状況の改善に関する情報の提供・交換、自主的グループの育成、国際交流活動の促進を図る。また、農村計画等地域社会活動への婦人の参加を促すため、意識の啓発、コミュニティ施設、高齢者の文化活動施設等の整備、活用等によってその活発化を図る。さらに、農山漁村における健康生活指導を充実するとともに、特に婦人の過重労働を解消するため、家事労働の合理化農作業条件等の改善を進める。

ウ これらの施策の円滑な実施のため、十分な指導を行う所要の生活改善普及職員を配置する。また、その資質の向上、機動力等の強化、市町村等との連携の強化による活動の効率化を図るほか、生活技術の開発を行う。

(5) 家内労働、自営業における条件整備

家内労働や自営業に従事する婦人の就労条件の整備を図る。

ア 家内労働者の就労条件の向上を図るため最低工賃の決定をはじめ家内労働手帳の普及、安全衛生の確保に努めるとともに、内職就業に必要な相談、斡旋等の対策を推進する。

イ 自営業に従事する婦人に関して、職業、健康その他生活に必要な知識・技能の向上、家事負担の軽減等に必要な施策の拡充を図る。

(6) 市民活動への参加

社会的連帯と相互援助の精神に基づいて行われる各種の市民的活動は、国民の自由と自

主性に委ねられる領域であるが、行政の面から特にコミュニティ等における婦人の活動領域の拡大を図ることをはじめ、広範な公的活動、団体活動等への婦人の参加の促進に関する施策を推進する。

ア 社会福祉、社会教育等、地域社会生活の向上のために行われる自主的活動への婦人の参加を奨励し、社会奉仕活動センター、ボランティア育成講座に対する助成等を通じてその振興を図るとともに、法律等に基づいて任命、委嘱される委員、相談員等公的活動の遂行にあたる各種の公職への婦人の参加を促進する。また、消費者運動の中核となる各種消費者団体の諸活動に対し、積極的に支援するとともに、消費者問題解決のための活動への婦人の一層の寄与と男性の参加、協力を促す。

イ コミュニティ施設の整備、運営にあたっては、これが婦人のニーズに対応したものとなるよう留意するとともに、婦人が健全なコミュニティの形成に参画、寄与しうるような方策を検討する。

(7) 育児等に関する環境の整備

婦人の社会参加の増大に伴い、婦人が多面的な役割を調和的に果たしうるような環境、条件の整備に努める。

ア 保育施設は、逐年増加を続けているが、なお整備を要する状況にあるので、今後、保育施設に対する需要の多様化に伴い、その基本的あり方を検討し、その整備に当たるとともに、保母の計画的養成、確保を図るため、養成施設を拡充し、修学資金貸付制度、産休、病休代替職員制度を充実する。なお子どもを持つ看護婦が職業を継続しやすくするため、病院内保育事業に対する助成を推進する。

イ 勤労婦人が雇用関係を継続しつつ一定期間育児に専念することを可能にするため、

育児休業制度の導入についての企業に対する奨励措置を拡充するなどその普及促進に努める。また、「義務教育諸学校等の女子の教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の円滑な実施に必要な措置を講ずる。

家庭の育児機能を強化・補完するため、児童館等児童厚生施設の整備、母親クラブ等地域活動の推進、校庭の開放の推進等生活環境の整備を図る。また、勤労婦人の総合福祉施設である働く婦人の家の機能の充実を図る。

(8) 啓発広報

男女平等と婦人の社会参加に関する気運の醸成に努める。そのため、婦人週間、婦人労働旬間、人権週間、その他広範な機会と広報媒体を活用して、啓発広報を展開する。

3. 母性の尊重及び健康の擁護

母性は次代社会の健全な発展のために不可欠であり、社会全体として、これに対する十分な援護態勢が確立されなければならない。

(1) 母性保健

母性の健康の増進、次の世代の資質の向上という観点から長期的展望に立った母性保健対策を推進する。

ア 結婚、家族計画、母性保健等についての知識を普及し、婦人が母性の重要性を自覚し、自らの健康の維持増進に努めるよう必要な指導を行う。

妊産婦期の健康管理のため、母子健康手帳の活用、健康診査、保健指導、妊娠中毒症対策、歯科衛生等の充実を図るほか、救急医療体制全体の整備の中で妊産婦の救急医療に配慮する。

イ 母性の保健指導を行う市町村レベルの拠点として、母子健康センターの一層の整備を図り、保健所、母子保健推進員等との連携をとりつつ、一体となって、母子保健活

動を推進する。

(2) 母性保護

勤労婦人が、妊娠・出産を理由として不利益を受けることなく、その期間を通じて健康を維持増進し、福祉を十分享受することができるようにするための施策の充実を図るとともに、母性保護のあり方を検討し改善に努める。

当面、労働基準法に定める産前産後休業等の規定の遵守を徹底させるとともに、勤労婦人福祉法に基づき、妊娠中及び出産後の勤労婦人が母子保健法の規定による保健指導を受け、その指導事項を守ることができるよう事業主に対する指導の徹底を図る。また、事業場における母性健康管理推進者の設置助奨及びその資質向上のための対策を実施するとともに母性健康管理指導医の増員を図り、行政指導体制を強化する。

(3) 母性給付

母性給付の水準について、我が国の現状を踏まえつつ国際的にみて整備を要すべき点を含めそのあり方を検討し、改善に努める。特に分娩給付については、出産に要する標準的費用を考慮してその改善に努める。

(4) 地域保健

農業等家業に従事する婦人、家庭婦人組織的な健康管理の対象となっていない者の健康の維持、増進に特に配慮する。

そのため、一般成人病及び婦人特有の疾患に対する各種の検診事業、保健指導の充実を図る。また、健康、栄養問題の視点の変化に伴う健康対策に留意し、地域のスポーツクラブ等の活動、栄養改善活動の活発化を図り、婦人の積極的な参加を促すとともに、調和のとれた栄養、運動、休養の指導を推進するため、健康増進センターの設置を促進する。

4. 老後等における生活の安定の確保

家庭の主婦等固有の所得を有しない婦人を含

めて、老後の生活の安定を確保するとともに、社会的に困難な立場にある母子家庭等に対する援助を強化する。

(1) 年金制度

被用者の妻は、勤労婦人及び自ら国民年金に加入している者を除けば独自の年金等を有しないため、離婚等の場合、年金の保障がない等の問題を生じる。このような被用者の妻の取扱いについては、年金制度全般について長期的検討を行う中で、老後の経済的安定を確保する方向で対処することとする。また、家族年金の水準についても、所要の検討を行う。なお、保険料率、支給開始年齢等については、婦人の就業実態等を勘案して、男女間に差異が設けられている場合があるが、男女間の均衡を図ることを基本として検討を進める。

(2) 福祉サービス等の充実

老後生活の安定と充実を図るため、特別養護老人ホームを中心とする老人福祉施設の整備等による施設サービス、家庭奉仕員の派遣等による在宅サービス等、各種の福祉サービスを充実させるとともに、老人クラブ等生きがい対策の強化を図る。

(3) 母子家庭等の自立と安定

母子家庭等の生活の自立と安定のために必要な就業、福祉等に関する施策の充実を図る。

ア 母子家庭に対して、社会福祉の充実、雇用環境の整備等を総合的見地に立って進めることとあわせて、職業安定機関による積極的な職場の開拓、家庭環境を配慮したきめ細かい相談、職業紹介、職業訓練の実施及びその受講を容易にするための配慮を行うほか、寡婦等雇用奨励金を活用しつつ、雇用の促進を図る。

イ 母子・寡婦資金の貸付、母子相談員による生活相談等母子家庭の自立促進のための施策の一層の充実を図る。さらに、母子福

祉年金、児童扶養手当の支給に係る子の年齢等について段階的に改善を進める。

ウ 母子家庭の住宅対策を推進するとともに母子寮の設備、配置の改善及び関連施策における位置づけの明確化を図り、また、母子福祉センター、母子休養ホームの一層の改善に努める。

エ 中高年独身婦人に対しては、全体的な福祉の充実の中でその生活の安定を図るほか公的資金による住宅の貸与、分譲及び資金の貸付等について中高年独身婦人も利用しうよう検討を行う。

5. 国際協力の推進

「国連婦人の10年」にあたり、我が国も国際社会の一員として、男女平等と婦人の社会参加及び平和への婦人の寄与を増進するための国際協力を推進する。

(1) 国連の諸活動への協力

国際連合を中心として展開される世界の婦人の状況改善のための諸活動に対して協力を進める。そのため、国連婦人の地位委員会への協力、婦人に関係する諸基金への拠出、その他「国連婦人の10年」のための諸事業への協力をさらに推進し、特に、イランに設置を予定される婦人のための研修、研究施設に対して協力を進める。

(2) 技術協力の推進

政府ベースの技術協力の実施にあたり、研修員の受入れについては、婦人関係行政セミナーのほか、開発計画、農林水産、軽工業、医療、通商貿易、教育・訓練等広範な分野にわたって、開発途上国から広く婦人の参加を期待するとともに、我が国からの専門家、青年海外協力隊等の派遣にあたり、婦人の幅広い参加を促進する。また、プロジェクト方式による技術協力の実施にあたっては、相手国政府の意向を尊重しつつ、相手国の婦人の参加に十分配慮する。

(3) 国際分野の政策決定への参加

国際分野の政策決定への婦人の参加を促進する。

ア 国際連合、専門機関等関係諸機構の職員への婦人の進出を促進するため、機会あるごとに適格者が登用されよう努めるほか、これらの機関の活動や募集に関する情報の提供を活発に行う。

イ 各種の国際会議への婦人の参加を促進するため機会あるごとに適格者の登用に努めるとともに、国際的活動をなしうる婦人の育成を図る。

(4) 国際交流の推進

婦人問題に関する情報等の交換を活発に行うとともに、広く国際交流への婦人の参加を促進する。

ア 我が国の婦人に関する情報、資料を国連諸機関、諸外国等へ提供するとともに、諸外国の婦人に関する情報、資料を広く国民に提供する。また、婦人の国際理解教育の普及に努める。

イ 国際友好を増進するための諸活動に婦人の参加を促進するとともに、海外勤務者の子女の教育に特に配慮するなど、婦人の海外進出と国際友好活動の活発化を促す。なお、婦人団体の行う婦人教育指導者の海外派遣に対する助成及び海外の農山漁村婦人との交流への援助を行う。

(5) 国際条約

婦人に関する国際条約については、その再検討の動向を勘案しつつ、批准のための国内の条件整備に努める。

Ⅲ 計画の推進

1. この計画の目標を達成するため、婦人問題企画推進本部を軸として、行政機関相互の密接な連携を図りつつ総合的な対策を推進する。

ア 社会や婦人の状況の変化に対応して、婦人

に関する施策の企画、推進を図るとともに、この計画自体についても必要に応じて見直しを行う。また、本計画の実効を期するため、計画の実施状況について定期的に評価、報告を行い、その結果を施策の推進に反映させる。

イ 今後、政府の策定する諸計画において、婦人の地位の向上及び婦人のニーズの取入れに十分配慮する。また、婦人問題の所在や改善の状況を常には握するため、調査研究を充実し適切な対策の推進に資するとともに、婦人に関する情報、資料の作成、提供及び本計画の趣旨に沿った広報活動を活発に行う。あわせて本計画の目標達成のため、必要に応じて行政体制、調査研究体制の整備を図る。

2. 地方公共団体その他の公的機関、婦人団体、青年団体、使用者、労働組合、マスメディアその他の民間の諸機関、団体及び個人が、国際婦人年の目標達成のため、それぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った自主的な行動を展開することを期待する。

資料 2

婦人問題企画推進会議意見

昭和51年11月6日

は し が き

婦人問題企画推進会議は、国際婦人年世界会議における決定事項の国内施策への取り入れ、その他婦人に関する施策の企画と推進に資するために昭和50年9月23日発足したものであり、内閣総理大臣の依頼によって参集した有識者33名が今後10年間の長期的展望に立って、意見の開陳を行ってきたが、本年4月にまとめた中間意見を基本として、その後の国民各層からの要望や会議の研究討議により深められ、明らかにされた問題点を具体的な問題提起として付け加えた上、このほど、一年間にわたる意見をとりまとめたので、ここに刊行し、各界の参考に供することとする。

I 基本的な考え方

個人の尊重と男女の平等は、普遍的原理として日本国憲法に保障され、国際連合憲章や世界人権宣言にもうたわれている。我が国の法制はこの原理の下につくられているが、社会や家庭には、いまだに男女の不平等が慣行として残っており、婦人の能力・特性に対する偏見や、「男は仕事、女は家庭」という固定的な役割分担の観念が今なお人々の意識に深く根をおろしている。

一方、経済の発展、諸科学の進歩、技術の革新等によって、社会環境は大きく変わってきている。それによって、婦人の生活周期の変化、教育水準の向上、余暇時間の増加などによって、職業をはじめさまざまな社会的な活動の場を求める婦人が増加している。また、現代においては、婦人も含めて人間の生き方に対する価値観は多様化している。これからの婦人は、独立した個人としての、また、社会人としての生涯の充実した責任ある生き方を主体性をもって選択することが必要となるであろう。

このような情勢に応じて、婦人の地位の向上を図るためには、これから解決して行かなければならないさまざまな課題がある。

婦人が職業を持つことを含めて、広く社会に参加することは、その活動を通じて社会とのつながりを強め、能力を向上させるに役立つものである。同時に、国民生活の向上や福祉の増進に大きな意味を持っている。したがって、婦人の社会参加の障害となるものを取り除き、その促進を図ることが必要である。婦人が家庭と職業を自由に選択し、または、双方を両立させたいと考えた場合には、いずれの場合も、それを支える条件が社会的に整備されることが望ましい。母性は、次の世代を生み出すという社会にとって重要な機能であって、社会的に尊重されるべきものであり、婦人がこのことのために不利益を受けるようなことがあってはならない。人格の独立のためには、経済的独立が大きな力となるので、労働や家事に従事する婦人の経済的権利が保障されなければならない。

い。

これらの課題の解決のためには、改めて法律・制度・慣行の見直しを行い、社会環境の整備を急がなければならない。それと同時に、婦人自身も心の中にひそむ男女差別意識を克服し、より広い視野と責任感をもって社会全体のことを考え、社会に貢献するという気概を持つことが必要である。

男女の理解と協力の上に立って、権利・機会・責任の平等を実現することは、ひとり婦人のみならず、社会全体の幸せにつながるものであることを確信する。

II 教育・訓練

変化する社会の中で、婦人が主体性を持って充実した人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育・訓練を受ける機会を整備して、独立した人格の形成と実力の涵養に資することが必要である。特に若年者に対しては、将来への展望を持った進路選択を奨励すべきである。

我が国においては、教育・訓練を受ける機会の平等は一応達成されているとみられるが、さらに、婦人がより幅広く高水準の教育・訓練を受け、その個性と能力を十分に発揮することができるような社会的気運を醸成することが必要である。

学校教育の内容が将来の男女のあり方を、いまだに根強く残っている役割分担意識に固定することのないように、教育課程の基準の改善の方向を吟味する必要がある。家庭科教育も、家庭運営の責任が男女双方にあるという立場から検討されなければならない。

育児期を過ぎた後社会的な活動を希望する婦人が、自己の能力を発揮して社会に貢献することができるよう、職業訓練や専門・技術教育の機会を整備することが望ましい。

家庭婦人、勤労婦人、農村婦人、自営業婦人などいろいろな立場にある婦人が、相互に理解し合い協力し合うことが、全体としての婦人の地位の向上のため必要である。そのためには、これらの

婦人が共に学び、交流し、情報交換ができるような場を拡げていくことが望まれる。

〔具体的な問題提起〕

(1) 男女平等を推進する社会教育

社会や家庭に根強く残っている男女差別意識や、固定的な役割分担意識を払拭するため、今後10年間、徹底的な社会教育活動および社会一般に対する啓発活動が行われることを期待する。

そのため、国や地方自治体は、社会教育のための施設の整備、学級・講座の開設、指導者の養成・研修等の諸施策を一層充実させ、男女平等を推進する社会教育活動の振興に努めなければならない。

また、婦人団体、青年団体、労働組合、その他あらゆる民間団体が男女平等の問題に重点を置いて学習、教育活動を展開し、成年男子に対しても意識の変革を求めることを期待する。なお、このことについては、新聞、雑誌、テレビ等のマス・メディアによる強力な支援を希望する。

この場合、取り上げるべき課題は、多岐にわたるが、男女差別意識を無意識のうちに温存し子ども達にも植えつけていることへの反省を基本とし、家庭における婦人の地位の向上および婦人の職場進出や社会参加の道の拡大に役立つものでなければならない。

(2) 家庭科教育

家庭科教育については、家庭運営の責任が男女双方にあるということを基本として、次のような観点から早急に再検討されなければならない。

すなわち、これからの社会では、家庭や地域の生活と福祉の増進に、男女双方が積極的に参加するための教育が必要である。現在、家庭や地域の生活と福祉に対する男性の関心、社会・経済や生産に対する女性の関心が相対的に低いことは、我が国の均衡のとれた進歩・発展と国

民生活の向上にとって大きな損失である。

また、婦人が職業を持つことを含めて、広く社会に参加することにより、個性を伸ばし、能力を向上させるためには、家族全員の協力により家庭運営を行う必要がある。このため、家庭管理、子どもの養育、地域福祉等への理解と基礎的能力を養うことは、男女双方にとって必要である。

これらのことから、男女が共に学ぶ、新しい時代に即応した家庭科を目指し、教育内容の再編成について、教育行政関係者、家庭科教員、教員養成機関関係者および家政学研究者の協力の努力が期待される。

(3) 職業教育・訓練

婦人が、一生を展望して、責任ある生き方を主体性をもって選択し、自己の個性と能力を発揮して社会に貢献することができるためには、婦人に対する職業教育・訓練の充実が不可欠である。

そのためには、第一に、学校教育をはじめあらゆる教育の機会を通じて、若年時から、正しい職業観の確立、職業意識の涵養を図ることが大切である。また、専修学校、各種学校、公共職業訓練校、事業内職業訓練施設、農業者研修教育機関、婦人の職業能力開発施設、および企業や各種団体・機関が開設する学級・講座において婦人が幅広い分野にわたって教育・訓練を受け、職業に就き、あるいは能力の向上を図ることができるよう、そのコースと運営方法を研究・開発し、学習を奨励することが必要である。

(4) 生涯教育

婦人が生涯を通じて教育を受け、充実した家庭生活、職業生活、市民生活を送ることができるよう、婦人のためにあらゆる教育の機会を整備する必要がある。

その一つとしては、婦人会館等を整備し、学習、研究、交流、情報提供等の事業を促進する

ことをはじめ、公民館、図書館等各種社会教育施設、および専修学校や各種学校の整備充実を図ると同時に、婦人の生活の実態に対応し、婦人が利用しやすいよう、その運営方法の改善を工夫すべきである。

また、婦人が職場や家庭で働きながら大学教育を受け、長い期間かかってでも卒業できるように、いろいろな大学において受講した単位を通算する制度を検討する、通信教育や放送利用の教育を促進するなど、大学教育のあり方の弾力化を図るとともに、家庭や職場における理解と協力が望まれる。さらにまた、一般社会人を対象とする大学開放講座を普及し、婦人が職業に就く際に有効な何らかの資格を得られるようなコース、婦人を含めて職業人の再教育の役割をも果たすようなコースなども工夫されることが望ましい。なお、各大学において、学生や受講者のための相談や助言の窓口を充実することが望ましい。

Ⅲ 労働・職業

1. 勤労の権利は、日本国憲法に保障された国民としての基本的権利であるという視点に立ち、また、勤労婦人や就労を希望する婦人が多数存在するという現実を重視し、雇用の機会と待遇の確保および職場における婦人の地位の向上を目指すべきである。一部に残存する男女差別定年制、結婚退職等の差別的雇用慣行は、速やかに是正されなければならない。
2. 婦人の職業分野や職種はとかく限定されがちであるが、職業に就くに当たっては、男女を問わず、まず、個人の適性・能力が十分に尊重されるべきである。また、中高年者の就業に際しては、その経験や能力を生かし、社会において積極的な役割を果たせるように各分野の創意、工夫が望まれる。
3. 婦人の労働を正當に評価し、同一価値労働同一賃金の原則に立って、男女の均等待遇を実現

すべきである。また、農業、商工業等における家族従業者の労働の価値が経済的に評価されなければならない。看護婦や保母等の福祉的職業については、専門的職業としての地位を高めるためのきめ細かい配慮が必要である。

4. 現行の労働基準法等の保護法規については、社会情勢の変化、技術革新の進展、労働環境の変化等を考慮し、婦人の就業機会の拡大、職業人としての地位の向上、母性保護の充実および全般的な労働条件の向上という多角的な観点から総合的に再検討することが必要である。母性の保護は男女平等を損うものではなく、母性の保護を理由として勤労婦人が不利益な取り扱いを受けることがあってはならない。
5. 働く両親にとって、子どもの健全な成長発達のための社会環境の整備は欠くことのできないものである。保育施設の充実、児童の福祉のより一層の増進を図りつつ、一方、労働のための基盤整備の問題としてとらえる姿勢が必要である。

〔具体的な問題提起〕

(1) 雇用・職業の平等

男女平等の実現のためには、雇用・職業上の平等が必要であることは自明の理である。したがって、雇用機会の均等、および賃金、昇進・昇格、訓練・研修等待遇の平等は、最重点事項として、積極的に推進されなければならない。

長期的には、男女平等を確保するために必要な法律・制度を整備するとともに、科学的根拠が認められず、男女平等の阻害要因となるような婦人だけの特別措置は解消されるべきである。したがって、男女労働者の一般的な労働条件の改善を目指しつつ、男女が同じ基盤で就業できるように、男女平等の方向にむかって法規の再検討を行うことが必要である。この場合、妊娠、出産に係る母性の保護については、さらに水準の向上を図るべきであり、母性の保護を理由とする勤労婦人への差別は、強力に排除しなければ

ばならない。なお、男女差別解消の観点からは、ILO111号条約の批准についても検討を行っていく必要がある。

当面の重点的な目標としては、(ア)男女同一価値労働同一賃金の徹底、特に初任給の格差や男女別立て賃金体系の是正のための措置を強化すること。また、各職種における仕事の質と量と賃金との関係や、賃金格差縮小についての研究を進めること、(イ)男女別定年制、結婚・妊娠・出産退職制等の雇用慣行を解消するため、労使は、これらを内容とする規則、協約および職場慣行等を速やかに撤廃すること、また、政府は行政指導体制を強化し、計画的に行政指導を進めて、このような雇用慣行解消に万全を期すること、(ウ)雇用における男女差別についての苦情相談体制を強化すること、(エ)現在、婦人に対して行われている特別措置のうち、科学的根拠を失い、特に婦人の就業上の制約となっているものについて検討し、改善を図ること、(オ)公務における男女平等をまず推進するため、公務員試験における女子の受験制限職種の見直しを行うとともに、公務員のあらゆる職種に婦人の進出を拡大すること、などが挙げられる。

(2) 職域の拡大と職業的地位の向上

より広い職種や職域への婦人の積極的な進出を促進・奨励するとともに、婦人の職業的地位の向上を図る必要がある。そのためには第一に(ア)若年者の進路・職業指導において、伝統的な分野にとらわれない指導が行われ、十分の職業情報が提供されること、(イ)現在婦人の就業の少ない職種への婦人の導入を奨励すること、(ウ)婦人の能力開発のため、公共および事業内の各種職業訓練・研修に婦人が男子と同等に参加するよう促進・奨励すること、(エ)婦人が多数を占めている職種における技能の開発と向上を図ること、などについての各分野の創意工夫が望まれる。

また、看護婦、保母等の福祉的職業は、今後

の福祉社会の進展により需要の増大が予想される職業分野である。しかるにこれらの職種は、家庭生活との両立が必ずしも容易でなく、したがって勤続年数も平均して短く、専門職としての地位の確立も困難である。これらの職業が、生涯にわたり専門的・技術的職業として、また家庭生活と両立して継続できるよう、教育養成研修等に関する諸制度や体制の改善および住宅や保育施設の充実を図るとともに、勤務体制に対するきめ細かい配慮が必要である。

一方、企画・管理的職種や、自然科学・社会科学の分野における技術者・研究者等の職人の婦人の進出は、いまだ非常に低調である。今後は、これらの職種を含む専門的技術的職業全般への婦人の進出と導入を奨励し、これらの職種を含む専門的技術的職業全般への婦人の進出と導入を奨励し、これらの婦人が能力に応じ、男子と同様の機会と待遇を得て働くことができるよう、社会や職場の気運の醸成を図るべきである。また、高等教育において、多くの女子学生が、積極的に自然科学・社会科学の広い分野を専攻することにより、進出の基盤をつくることも必要である。

(3) 保育

育児は、今後の社会を担う世代を育成するという意味において、社会的にも重要な問題であるが、両親が働くための条件整備という観点からも、特別の配慮が加えられなければならない。

勤労婦人、農村婦人、自営業婦人等働く婦人の実態に対応して保育所を増設するとともに、保育所の保育時間と両親の就労時間との関係を考慮し、必要に応じて保育時間を延長しうよう、施設の改善と職員組織の拡充強化を図る必要がある。また、産休明けからの零歳児保育、障害児保育、学童保育等両親の就労状況に応じる措置についても検討する必要がある。

また、育児休業制度の普及を図るとともに、育児休業中の生活の安定についてもなんらかの

方途を検討する必要がある。なお、「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」には、育児休業期間の年金の資格期間への算入が規定されており、さらに休業中の社会保険料の払い込みに対する援助についても既に提案されているが、このような措置は、他の産業・職種にも逐次普及されるべきである。

(4) 農村婦人

現在我が国の農業は、婦人によって支えられているといっても過言ではない。基幹的農業従事者の過半数が婦人であるからである。このため、特に次のような対策が望まれる。

すなわち、(1)農家の婦人の健康および母性の保護を考慮して健康管理の充実、農作業方法の改善を図るとともに、農作業、農業経営、安全衛生等に関する知識・技術を身につける訓練に婦人が参加するよう奨励すること、(2)基幹的農業従事者であり、且つ、家族従業者である婦人に対しても、農業者年金に加入の途を拓けるなど老後の生活の安定を図ること、(3)農家の婦人が、農業生涯と農家生活における役割を調和的に果たすとともに、地域社会生活の向上に参画することができるよう、国・地方自治体の指導援助体制を強化すること。

自営業婦人等

自営業において、主婦でもあり、同時に中心的な労働力として働いている婦人は、我が国の零細自営業を支える基幹労働力である。今後は、これらの婦人の労働を経済的に評価するための各般の措置、職業知識の向上、社会環境の整備および健康管理等について積極的な対策が考究される必要がある。また、現在我が国では、多数の婦人が内職者やパートタイマーなどとして不安定な就労をしている。これらの縁辺労働力については、その就労条件の整備を行い、パートタイマーであっても正規の労働力として待遇されるよう配慮がなされなければならない。

Ⅳ 家 庭

1. 家庭は社会的活動の基盤として重要な役割を果たしているが、家庭をとりまく社会環境の変化に伴って、家庭自体の形態やあり方も共働き家庭、母子家庭、中高年独身家庭等を含めて多様化している。多様なすべての家庭が、社会的に認められ、その必要に応じて行政からも配慮されることが望まれる。
2. 家庭での男女の固定的な役割分担の考え方を見直し、家庭の運営について男女双方がひとしく責任を有することを再確認する必要がある。このことは、社会的条件の整備と並んで、婦人の社会参加の基礎となるものである。婦人が充実した人生を送るためには、婦人の生活周期の変化に対応した生涯設計をたて、家庭にあってもしっかりと社会との接触を保ち、その能力を開発することが必要である。
3. 家庭のあり方は、子どもの人間形成に大きな影響を与える。子どもの養育に当たって、男女が平等であり、同価値であるという意識を育てることが、将来の社会のあり方を決するであろう。子どものしつけにおいても、男女の役割を固定するような差別をなくし、男の子にも女の子にも自分の心身の健康管理や日常生活の基礎的能力を身につけさせることが必要である。
4. 婦人は、家事労働をはじめとして家庭生活の健全な維持に多大の寄与を行ってきている。この経済的価値を法律上も正当に評価するため、民法等関係法令の再検討を行うなど、婦人の地位を実質的に向上させるための各種の措置がとられるべきである。
5. 結婚は、相互の人格を尊重し共に責任を持って家庭を作るものという考え方に立って、婦人が主体性をもって結婚の時期、配偶者、家庭のあり方などを選択することができるような慣行を助長することが望ましい。また、青年男女が家庭生活、健康、性などについて正しく理解することができるような環境づくりが望まれる。

〔具体的な問題提起〕

(1) 家庭のあり方

人々の心に深く根をおろす男女差別意識は、まず家庭の中で培われる。幼少時からの家庭教育としての日常のしつけや、家庭生活における親たちの平素の行動の影響が、無意識のうちに男女平等にほど遠い人間を形成している。したがって、すべての家庭において、妻であり母である婦人が夫とともに、このような人間形成のあり方に反省を加えるよう強く訴えたい。

また、男女双方がひとしく責任を有する家庭運営、男女の差別のないしつけ、主体性をもった結婚や性などについての基本理念と必要な知識・技術については、あらゆる教育の機会やマス・メディアを通じてその普及・徹底が図られなければならない。

(2) 家庭生活と家業への寄与の評価

従来も現在も、家庭において婦人は大きな役割を果たしているが、いわゆる家事労働は正当に評価されず、婦人の財産上の権利も、旧い「家」制度的な考え方によってとかく阻害されがちである。今後は、家事労働をはじめ、婦人の家庭生活と家業への寄与が正当に評価される方向で、法律・制度の見直しが行われなければならない。

この見地から現行法制を見通した場合、まず第一に再検討が必要なのは、夫婦財産制と配偶者の法定相続分についてである。これの再検討に当たっては、婚姻中に取得した財産について、妻の家事や家業への寄与が正当に評価されるように留意されなければならない。また、離婚の際の財産の分割ないし分与についても原則を具体的に定めるとともに、その実効を期して、財産保全の方法を講ずる必要がある。

次に、現行法の下では、夫が親より先に死亡した場合、「嫁」が、例えば夫の親と同居して家事や親の家業に従事した場合にも、これを評価するための明確な規定がないため、往々にしてこれらの寄与が全く評価されないということが起り得る。したがって、これを正当に評価するための方法を講ずる必要がある。

なお、このような現行法制の見直しをすると同時に、現行法制下においても遺言の活用等により、これらの考え方が実行に移されるよう期待する。

また、現在は、実質上夫婦の協力によって取得した財産についても、夫の名義にされていることが多いが、これらの財産を配偶者へ贈与した場合、婦人の家事や家業への寄与の経済的価値が評価されるよう、贈与税の特例を設けるなどの税制上の措置が必要である。特に、居住用不動産は、妻の老後の生活安定のため最も重要なものであるから、夫婦が共有登記をする慣行が拡まることが望ましく、税制上も、その途を拡げる措置がとられることを希望する。

V 社会福祉

1. 社会保障については、男女の実質的の平等を確保する方向で見直しを行い、今後、国際的にみて整備を要すべき点については、そのあり方を検討することが必要である。
2. 家庭における老人介護、身障者介護等の役割は、多くの場合婦人によって担われているため、これらの分野での福祉の充実、婦人と深いかわりを持っている。都市化、核家族化の進行は、今日の家庭の経済的・社会的基盤の弱体化の要因となっているので、地域社会、地方自治体および国が福祉的機能を補完する必要性が増

している。

3. 子どもを育てる主体は、家庭と両親にあるが併せて保育所等の施設や地域社会が、子どもの健全育成に果たす役割の重要性を認識し、保育需要の増大と多様化に適切に対応できるような施策の充実に努める必要がある。
4. 老後の婦人の生活の充実と安定を図るとともに、新しい世代間扶養のあり方、家族の結びつき、地域の連帯の方向を探ることが望ましい。
5. 母子家庭等の生活の自立と安定を図るため就労促進をはじめとする各種の施策を強化する必要がある。
6. 母性の役割の重要性からみて、婦人が、自らの健康増進に留意するとともに、家族計画の普及、妊産婦死亡率の低下など母子の保健水準を向上させ、母性への十分な保護体制を整えることが必要である。
7. すべての婦人、特に農村婦人、家庭婦人、自営業に従事する婦人の健康増進のために、地域における健康管理体制の整備、拡充が図られるべきである。農村婦人については、その過重な労働についての検討が必要である。

〔基本的な問題提起〕

(1) 年金

婦人は、平均寿命において男子より5年も長命であり、老後の生活保障の問題は、婦人にとっていっそう切実であり、老齢年金は、欠くことのできない生活の資として重大な問題であるといわなければならない。しかしながら、現在勤労者の妻は、勤労婦人および自ら国民年金に加入している者を除けば老後に独自の年金権を有しない。そのため、夫と離婚した場合等に年金権の保障がないという問題が生じる。したがって、将来の年金制度のあり方を考えるに当っ

ては、すべての婦人が男子と同様に年金権を持つこと、男女を問わず、すべての人に安定した老後の生活を保障することを基本理念として、検討を加えることを望むものである。この場合すべての婦人が個人として独自の年金権を持つような年金制度を確立するために、個人別の基礎的部分を設けること、年金制度を個人単位のものに再構成することなども、一つの方向として検討を行う必要がある。

また、遺族年金については、老齢年金の半分という現行の水準は、婦人の生活の安定という面から引き上げる必要があろう。

そのほか、厚生年金について現行の支給開始年齢の男女差等は、職場の男女不平等の解消を前提として長期的に解決されるべきである。

(2) 母性に対する保護と福祉

次の世代を生み出すという社会にとって重要な機能である母性に対する保護と福祉は、婦人自身のみならず次代を担う子どもの健康を守るという見地から、社会全体で取り組んで行くべき大きな課題であり、当面次のような点について問題を提起しておきたい。(ア)母性機能をはじめ、婦人の健康が守られるよう、職場や地域における健康管理の水準を向上させること、とりわけ、労働が過重になりやすい農家の婦人や自営業等の婦人、および集団的な健康管理の対象となりにくい家庭婦人について配慮すること、(イ)各種医療保険における分娩費の給付水準を改善すること、(ロ)勤労婦人については、現行の産前産後各6週間の休業期間を含め、妊娠中および出産後における母性保護体制のあり方について検討を急ぎ改善を図ること、(ハ)従業員5人未満の企業等では、健康保険が任意適用とされており、健康保険未加入の勤労婦人は、産前の休

業および産後の強制休業期間中なら生活の保障がない。これらの人々に対する生活安定のための方途を早急に検討すること、(付)あらゆる教育の機会やマス・メディア等を通じて、結婚、性、家族計画、妊娠、出産等についての正しい知識を普及するとともに、母体となるべき婦人の健康についても、婦人自身や社会の認識が高まるよう啓発すること。

(3) 老人福祉等

一般に長い老後の生活が予想される婦人にとって、経済的な安定のみならず、心身ともに充実・安定した老後の生活を得ることは、重大な関心事である。同時に、家庭等における老人の介護も多くは婦人の手に委ねられているのであり、これらの婦人の心身の健康や、経済・社会的活動の継続のためにも、老人の日常生活に対する地域社会や公的機関等による配慮・補完が強化される必要がある。

例えば、訪問看護制度、ホームヘルパー派遣制度、家庭内で介護する者やボランティアに対する手当、老人の療養上の世話を考慮した医療施設、リハビリテーションの施設、ならびに老人福祉施設による在宅老人への給食や入浴のサービスおよび昼間のみまたは一時的な施設利用についても検討し、新設、拡充を図るべきである。なお、家庭内で老人や身障者を介護する人々の負担がいかに大きいかを考え、施設利用と家庭介護の間の費用負担の均衡をも考慮する必要がある。

また、老人クラブ、高齢者学級、創作活動施設、軽作業施設等を充実させ、人間的交流を深め生きがいを見出すことができるような老人の組織的活動への援助を一層強めることが望まれる。

(4) 母子家庭等

母子家庭等のための施策を講ずるに当っては母子家庭等の母親のほとんどが、自ら生計を立てなければならぬ婦人であり、しかも単独で子女の養育に当たっているということを深く認識し、就業の促進、住宅の確保、社会保障、子女の教育のための便宜の供与等の多面的な対策を一層促進すること、およびそれらの手続の間の連関をつよめることが必要である。特に夫の死亡等により生活条件が急変した時期における相談やサービスの体制は一層強化すべきである。

また、家事専業の主婦であった者が母子で生計を立てる必要にせまられた場合、新たに就職するための教育や職業訓練が必要となるが、その期間の生活の安定と年少の子女の保育等については格別の配慮を要する。

(5) 独身中高年婦人

独身中高年婦人は、戦前と比べて、現在の我が国ではかなりの多数にのぼっている。これらの婦人は、職業を続けてきた婦人も、家庭で老人の介護その他の福祉的家事を担当してきた婦人も、一般に世帯単位で形成されている現在の諸制度のもとでは、不利な条件に置かれていることが多い。今後の改善が望まれるのである。ここではせめて、公営住宅への入居条件、住宅融資の条件等、独身婦人に対し狭められている諸制限の撤廃が早期に実現されるよう望みたい。

(6) 育児

現在、家庭にあって乳幼児を持つ母親は、都市化、核家族化により育児の助言者や手助けがなく、社会参加の機会も得られぬまま孤立していることが多い。一方乳幼児の多くは、安全な遊び場や、遊び仲間を得難くなっている。したがって、都市化社会における乳幼児の正常な発達のためにも、母親の学習や社会参加のた

めにも、家庭における育児を補うものとして、幅広い保育のための施設や母子保健のための施設の普及充実が望まれる。また、共同保育など育児に対する地域社会の協力も積極的に行われることが望ましく、子どもをとりまく人々の創意工夫に基づく自主的な活動が期待される。

VI 政策決定・市民活動

1. 国民生活や地域社会生活に重要な影響を持つ政策の決定は、男女両性の参加によって行われなくては強く望まれる。立法、司法、行政各部門の公職への婦人の参加は低調な現状にあるので、これらの公職に婦人が平等の立場で参加する気運を社会全体で盛り上げる必要がある。

行政への婦人の参画を促進するためには、まず、国や地方自治体の審議会等に婦人を積極的に登用し、その意見を施策に十分に反映させるべきである。また、公務員の採用・登用は男女平等の原則に基づいて行われなければならない。

一方、政党、企業、労働組合、教育界、マス・メディア等の組織においても、政策や方針の決定の場に広く婦人の参加を促すことが必要である。

2. 婦人の社会参加は、広く厚い層の婦人の参加を基盤とすることによって本当のものとなる。そのためには、日常生活の中でのコミュニティ活動、学習活動、そのほかあらゆる面での婦人の自主的な活動と参加が活発に行われることが望まれる。また、社会的な活動と家庭生活の調和を可能にするための社会的な基礎条件を整備することが必要である。

〔具体的な問題提起〕

(1) 政策決定への参加

国家・社会のなかばは婦人によって構成され

ている。にもかかわらず、国家・社会を動かす広い意味での政策決定に婦人が関与する機会はいわゆる乏しい。したがって、国、地方自治体、企業、団体、マス・メディアなどあらゆる集団において、婦人が政策決定に参加する途が大幅に開かれることを切望する。

第一に、政治・経済や行政・司法の中核機関、国際機関等への婦人の進出はあまりにも立ち遅れている。能力のある婦人の気概と努力、およびそれを支える婦人層の支援、さらに男性の理解と協力を強く期待する。また、地方自治体、福祉施設、文教施設等生活に深いかかわりを有する分野における企画、管理または指導の地位への婦人の進出についても同様である。

そこで、当面の緊急の課題として、国、地方自治体、民間を問わず、女子が基幹労働力となっている職場の企画、管理または指導の地位に婦人が積極的に登用されることを問題解決の第一歩として望みたい。

また、労働組合や農業団体等は、婦人の地位の向上、福祉の増進のため大きな力となるものであって、今後はこれらの団体の意志決定機関へも、婦人が大幅に参加できるようになることを期待したい。

(2) 市民活動への参加

上記の政策決定への参加の途をひろくするためにも、広汎な市民活動に婦人が積極的に参加できるようになることが望まれる。男女の平等が実現されるためには、男子の反省を求め協力を要請することも重要であるが、婦人自身が、あらゆる面で自主的に活動し、婦人の政策決定への参加の基盤を固める努力が前提となるからである。その意味において、婦人が消費者問題や生活環境問題などをめぐってこれまで行ってきた

市民活動をいかに視野を拡め、強化すべきか、さらに多くの婦人が市民活動に参加できるにはどうしたらよいかを虚心に考え直すことを望みたい。

また、婦人ボランティア活動を一層強化することが社会の福祉につながることを自覚し、これらの活動が旺盛に行われるようになることを期待する。

Ⅶ 国際協力

1. 世界行動計画、婦人に対する差別撤廃宣言、その他、婦人に関する国際条約、勧告等への社会的関心を高めるとともに、国際条約の批准について努力することが必要である。
2. 多方面の国際会議への婦人の参加を図り、国際連合事務局等国際機関への婦人の進出を促進すべきである。そのために、外国語教育の充実や国際的な識見を養う機会の拡充が望まれる。
3. 開発途上国との協力をはじめ、さまざまな国際交流活動において、相手国民、特に婦人の立場に心を配りながら、婦人が積極的な役割を果たすことが期待される。また、国の内外を問わず、婦人が日常的な生活の場において、外国人との交流に関心をもち、相互の理解を深めることが、国際友好と平和の増進に大きな意味を持つであろう。

〔具体的な問題提起〕

(1) 国際協力

婦人は世界平和を希求する。その平和は、国際間の相互理解を前提とするが、さらに、婦人が国際的に進出し、活動することによって一層強化されると言えるであろう。

そこで、我が国における婦人に関する諸問題

について外国語による資料を作成するとともに外国資料の翻訳等受入れ体制の整備を図り、統計資料や情報の交換を促進すること、また、我が国の婦人の国際機関への就職を活発にするための情報提供を行うこと、などが必要である。

また、開発途上国への協力については、わが国の専門的・技術的職業の婦人の参加を奨励・促進すべきである。

(2) 国際交流

国際協力という問題は、上記のような一部の婦人層の国際的進出という狭い範囲にとどまるものではなく、外国語の話せる婦人だけが国際友好に寄与することができるというわけでもない。今後は、婦人の国際交流事業を促進するとともに、あらゆる国際交流の機会に婦人を参加させることが必要である。また、外国人留学生や研修生の受入れその他在日外国人との交流については、我が国の家庭、民間団体、および婦人会館等の施設が積極的に協力することが望ましく、その際婦人は世界の平和・友好のため大きな役割を果たすことができるであろう。また海外勤務者の家庭の婦人たちが、子女の教育にとまどうことなく、海外において友好の役割を果たすことができるような配慮を一層強化すべきである。

(3) 国際条約

婦人に関連する国際条約も少なくないが、これらについては、関係国内法令の整備・改善を図りつつ、国際協力の見地に立って対処しなければならない。未批准の国際連合条約、ILO条約、ユネスコ条約については、国内的な条件が整わないために批准できないもの、条約そのものに再検討の余地のあるもの、その他さまざまな事情があるが、上記の立場から、積極的に

取り組んでゆく必要がある。

Ⅵ 目標達成への努力

国際婦人年を契機として、今後10年間にわたり、世界において、また我が国において、男女平等、開発への婦人の参加、平和・友好への婦人の寄与という「国連婦人の10年」の目標達成のための活動が展開される。政府は、この目標の達成に向かって、問題の所在や進歩の状況を継続的に調査・研究し、評価を行いつつ、婦人問題企画推進機構を軸として、総合的な施策を推進すべきである。このことに関して、次の諸点を具体的な課題として提起し、その実施を希望する。(ア)政府の主要な計画の中に婦人の問題を適切に位置づけ、婦人のニーズを取り入れるため格段の努力をすること、(イ)今後10年の「国内行動計画」に基づいて、毎年具体的な実施計画を作成するとともに、その成果を評価し、定期的に報告すること、(ウ)継続的な調査研究によって婦人問題の実態を明らかにするとともに、婦人問題に関する情報・資料を関係機関・団体その他広く国民に提供すること、(エ)活発な広報活動を展開し、あらゆる機会をとらえてこの目標についての社会的関心を高めるよう

努めること、また、各分野における婦人の業績を明らかにし広く社会に知らせることにより、固定的な社会通念の変革に努めること、(オ)国・地方自治体を通じて、以上の課題にこたえるに足る行政体制や調査研究体制の整備、および婦人関係施策を担当する部署の組織・人員の拡充・強化が行われるよう配慮すること。

また、婦人問題は、人間の日常生活に深く根ざした課題を多く含んでいるので、広範な民間団体、マス・メディア、グループ等による調査研究、経験交流、情報交換、啓発活動等の幅広い行動の展開が強く期待される。

男女の平等は人間の平等の問題であり、平等を名実ともに実現するための困難な課題をひとつひとつ解決してゆく努力は、すなわち、すべての国民の人間尊重および我が国社会全体の進歩と向上のための努力にほかならない。「国連婦人の10年」の出発に当たり、国、地方自治体、民間団体、企業、マス・メディアおよび婦人をはじめとする国民ひとりひとりが、それぞれの分野で、この目標達成のため力を尽し、相互の協力を深めることにより、今後10年間に、婦人の地位と福祉の飛躍的な向上が達成されることを期したい。

Ⅱ 国内 ニ ュ ー ス

1. 就業における男女平等問題研究会議報告

労働省では、昭和49年12月、学識経験者を委員とする就業における男女平等問題研究会議（座長 大河内一男氏）を設置した。以来、客観的、専門的立場から調査研究がすすめられ職場における女子の就業の実情、問題点及び男女平等促進のための対策の基本的方向について

取りまとめ、昨年10月2日労働大臣あて提出した。

職業に関する機会の均等と待遇の平等を確保することは、婦人にとっても社会全体にとっても重要な課題であるとするこの報告書は、その職場における男女平等を促進するための方策の基本的方向として、次の諸点をあげている。

◎男女の役割等についての固定的な社会通念を是正するため啓発指導を強化し、特に固定観念にとらわれない教育・進路指導に努める。◎関係労使の自発的な改善に必要な援助・協力をすすめるとともに、若年定年制、結婚退職制等の制度慣行の是正を図る等行政指導を強化する。◎女子の能力の向上を図るため、職業指導・職業訓練の充実を図る。◎家庭における役割分担を見直すとともに公共サービスの充実を図る等社会環境を整備する。◎女子に対し今後必要とされる保護の範囲を明確にする。◎関係労使は、就業規則・労働協約の見直し、不合理な制度・慣行の自主的な改善に努めるとともに、女子自身も能力の向上のため努力する。◎相談体制の充実等、苦情処理機能を強化する。

2 労働大臣の諮問機関である婦人少年問題審議会が、雇用における男女の機会の均等と待遇の平等の促進に関する建議を提出

労働者団体の代表を含む公・労・使三者構成の婦人少年問題審議会は、ILO第60回総会で採択された「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」の趣旨に沿って今後、「婦人の10年」の間にわが国においてどのような対策を講ずべきかについて検討を行ってきたが、去る昭和51年10月5日労働大臣あて建議した。

この建議では、①今後雇用における男女平等を徹底するためには男女が同じ基盤で就労できることが前提要件であるので、現在婦人労働者に行われている各種の特別措置を再検討し、科学的根拠が認められず、男女平等の支障となるような特別措置は終局的には解消すべきである。

②妊娠・出産に係る母性保護については、きめ細かな対策を講ずるべきであり、このことを理由として婦人労働者を差別すべきではない。

③また、同一労働における同一賃金の徹底、若年定年制、結婚退職制の解消など当面優先的に行うべき事項について提言している。

3 婦人の動き

○ 婦人衆議院議員は7名で変らず

去る昭和51年12月5日に行われた第34回総選挙の結果、婦人では自民党の山口シヅエ氏、社会党の金子みつ氏、土井たか子氏、共産党の小林政子氏、藤原ひろ子氏、革新共同の田中美智子氏の6名が当選した。

なお、12月22日、水田三喜男氏（自民党）の死去に伴い、千葉千代世氏（社会党）が繰り上げ当選となり、婦人議員数は従来と変らず7名となった。

○ 中央における審議会の婦人委員わずかに増加

公職への婦人の参加促進については、昨年2月5日の事務次官等会議で申し合わせが行われ、申合せの趣旨に沿ってそれぞれ取組みが進められてきたが、その結果昭和50年と比べると、中央酒類審議会委員に雑誌「酒」主幹佐々木久子氏が初の婦人委員になったのをはじめ、青少年問題審議会で3名増加、売春対策審議会で2名増加、教育課程審議会で3名増加等少しずつ成果を上げている。

○ 司法研修所に初の婦人教官誕生

昭和51年11月20日付けで、司法研修所教官に寺沢光子東京地方裁判所判事（50歳）が発令された。婦人が発令されたのは初めてである。寺沢氏は、昭和28年4月判事補となり、札幌、大阪などの地方裁判所、家庭裁判所に勤務した後、昭和48年4月、東京地方裁判所判事となり、昭和49年4月には、婦人として初めて東京地方裁判所長（民事）となった。

○ 全国で二番目の婦人町長誕生（福島県）

任期満了に伴う福島県東白川郡棚倉町長選挙が去る1月14日行われ、その結果、藤田満寿恵氏（54歳・無所属）が、当選した。

藤田氏は、前町長夫人で、町連合婦人会会長、交通安全母の会会長等を歴任している。

なお、婦人の首長は、岐阜県穂積町の松野友町長に次いで全国で二人目である。

○ 全国初の婦人の人事委員誕生（青森県）

昭和52年1月23日付けで、青森県人事委員に鈴木ルリ子氏（49歳）が選任された。

鈴木氏は、昭和39年から47年まで県教育委員に二期選任され、その間43年から47年までは教育委員長をつとめている。

婦人の人事委員は、全国の都道府県、政令都市を通じて初めてである。

○ 神戸市婦人文化協会が誕生

昭和51年10月1日に、寄付金3,000万円を基に財団法人として神戸市婦人文化協会（理事長・土井芳子）が発足した。この協会は創立25周年を迎えた神戸市婦人団体協議会と10周年を迎えようとしている神戸市消費者協会の活動を一歩前進させるもので、よりよい生活の文化、婦人の文化を創造しようという趣旨のもとに男性も含めた専門家による婦人問題の調査研究等を進める一方、両団体の活動領域からはみ出した事業を財団法

人の立場から自由に取り組める機関にしていこう意向である。当面の事業としては、①行政とタイアップした婦人大学の開設、②神戸市債購入のための婦人金庫の設立、③婦人用老人マンションの建設、④アメリカなどの婦人団体との姉妹提携と海外交流、⑤人形館の建設等ふるさと文化の保存、⑥消費者レポート、婦人関係文書の出版等を挙げている。

○ 初の婦人運航管理者誕生

昭和52年1月17日付けで、全日空は、同社大阪空港支店運航管理課勤務の酒井美津子氏（25歳）を運航管理者（ディスパッチャー）に任命した。運航管理者とは、フライトに先立ち、出発地から着陸予定地までの天候の状態、飛行コース・高度等運航に関する情報を集め、飛行実施計画を作る重要なポストで、婦人では初めてである。

Ⅲ 国 際 ニ ュ ー ス

1. 第31回国連総会開催される

第31回国連総会は昭和51年9月21日から12月末まで開催されたが、その第三委員会（社会・人権・文化関係）の議題の一つとして「婦人の10年の計画（1980年の世界会議、国際調査訓練研究所の設置問題等）」がとりあげられ、討議された。なお、日本からは、政府代表代理として、法務総合研究所研究官佐藤欣子候事が出席した。

2. 国連婦人の地位委員会開催される

第26回国連婦人の地位委員会が昭和51年9月13日から10月1日まで並びに12月6日から17日までの2回にわたってジュネーブ

において開催された。

同委員会では、「婦人に対する差別撤廃条約案」及び「婦人のための10年のプログラム」等の討議が進められた。条約案については、当初の会期においては、各国の意見の相違等により審議未了となったが、再開会期において採択された。

同条約案については、今後さらに国連経済社会理事会及び国連総会において検討されることとなる。

3. OECD「経済における婦人の役割に関する作業部会」開催される

昭和51年11月30日から12月2日までバ

りにおいてOECD経済における婦人の役割に関する作業部会第3回会議が開催された。同会議では、①保育問題、②教育及び訓練、③社会保障、④婦人と雇用 — 1974～75年の不況の婦人に対する影響について、検討が行われた。

4. 「政治、経済、社会開発への婦人の参加に関するESCAP（アジア・太平洋経済社会委員会）地域セミナー」開催される

1977年2月15日から22日までネパールでESCAP地域セミナーが開催され、国際婦人年世界会議の決定事項のフォロー・アップ及び第31回ESCAP総会決議による「開発への婦人の参画に対する地域行動計画」の実施方法についての意見交換が行われた。

5. 国連主催「児童・青年、婦人のための社会福祉開発についての訓練・研究セミナー」開催される

昭和51年11月29日から12月17日まで

でフィリピンにおいて、アジア・太平洋地域14カ国、30人が参加して開催され、「児童・青年・婦人の福祉開発のため、アジア・太平洋諸国の国家開発計画との関連における社会福祉政策をどうすすめるか」について研究、討議した。

6. 昭和51年度婦人関係行政セミナー開催

発展途上国の婦人の地位向上に資するため、海外技術援助計画の一環として、国際協力事業団と労働省婦人少年局と共催で昭和44年度以降毎年一回開催しているが、51年度は、2月10日より3月12日まで、東京と大阪にわけてアジア、中米地域13カ国13人の婦人行政官が参加して行われる。内容は、わが国婦人関係行政の現状並びに婦人の実情を紹介し、婦人問題に関する研修を行う。

Ⅳ 統 計 資 料

1. 出生、死亡及び平均寿命の推移

区 分	出 生		死 亡		平均寿命		既婚女子 一人当り 出生児数
	件数	率(人口 千対)	件数	率(人口 千対)	男	女	
昭和25年	2338	2.81	905	1.09	59.5	62.9	3.60
30	1731	1.94	694	0.78	63.6	67.7	
35	1506	1.72	707	0.76	65.3	70.1	3.20
40	1824	1.86	700	0.71	67.7	72.9	
45	1934	1.86	713	0.69	69.3	74.7	2.72
50	1900	1.72	698	0.63	71.7	76.9	
	1837	1.64	69.9	0.62	—	—	

厚生省 「人口動態統計」 総理府「国勢調査」
「簡易生命表」 (注) 推計数による。

2. 婚姻・離婚の推移

	平均初婚年齢		婚 姻		離 婚	
	女	男	件数	率(人口 千対)	件数	率(人口 千対)
昭和25年	23.0	25.9	715	8.6	84	1.01
30	23.8	26.6	715	8.0	7.5	0.84
35	24.4	27.2	866	9.3	6.9	0.74
40	24.5	27.2	955	9.7	7.2	0.79
45	24.3	27.1	1029	10.0	9.6	0.93
50	24.7	27.0	942	8.5	11.9	1.07
51(注)	—	—	867	7.7	124	1.11

厚生省 「人口動態統計」
(注) 推計数による。

3. 男女、学校種類別進学率の推移

区 分 年 別	高 等 学 校		短 期 大 学 (本 科)		大 学	
	男	女	男	女	男	女
昭和30年	55.5	47.4	23	7.6	17.9	5.6
35	59.6	55.9	10	7.5	18.3	5.7
40	71.7	69.6	14	11.8	28.3	7.8
45	81.6	82.7	1.6	15.0	23.1	7.8
47	86.2	88.2	1.6	17.3	27.9	10.2
48	88.3	90.6	—	—	31.6	10.8
49	89.7	91.9	—	—	32.2	10.2
50	91.0	93.0	—	—	33.8	10.4

文部省 「学校基本調査」

(注) 48年以降は速報のため短大は大学に含まれる。

4. 世帯総数、世帯の家族類型別構成比及び平均世帯人員

区 分	世帯総数	家族類型別構成比			平均世帯 人 員
		単独世帯	核家族世帯	その他	
昭和30年	1795	—	—	—	4.97
35	2066	4.7	60.2	35.1	4.52
40	2408	7.8	62.6	29.6	4.08
45	2776	10.8	63.4	25.9	3.72
50	3139	13.7	64.0	22.2	3.44

総理府 「国勢調査」

5. 女子が10万人以上就労している職種(主なもの)

職 種 (注)	女	男	女子の 比 率
農 耕 ・ 養 蚕 作 業 者	3361700	3006900	52.8
一 般 事 務 員	2612300	3292800	44.2
販 売 店 員	1991500	1739700	53.4
会 計 事 務 員	1639900	866900	65.4
織物製品製造作業	959100	241500	79.9
調 理 人	676300	578200	53.9
給 仕 従 事 者	555500	90200	86.0
製 糸 ・ 紡 織 作 業 者	531600	273600	66.0
看 護 婦	385400	10800	97.3
電気機械器具組立・修理作業	383000	350100	52.2
単純労働者(生産工程)	378100	328900	53.5
飲 食 料 品 製 造 作 業 者	343500	392000	46.7
小 売 店 主	317700	834400	27.6
金 属 加 工 作 業 者	292200	1813700	13.9
小 学 校 教 員	224500	187700	54.5
美 容 師	218300	15500	93.4
包 装 工	200200	30800	86.7
保 母	171800	—	100.0
保 険 代 理 人 ・ 外 交 員	166400	91700	64.5
木・竹・草づる製造製造業者	155400	497900	23.6

総理府 「国勢調査」(昭和50年)による。

(注) 国勢調査に用いられた職業小分類を基にした。

製造業に因つてのみ、中分類による。

6. 女子有配偶者の就業状態別構成比の推移

区 分	35年	45年	50年
15歳以上有配偶者数	万人 1,863	万人 2,456	万人 2,777
	100.0%	100.0%	100.0%
労働力人口	46.6	48.3	45.2
就業者	46.5	48.0	44.7
農林業	29.2	14.9	9.9
非農林業	17.4	33.1	34.8
自営業主	3.1	5.7	4.9
家族従業者	5.9	9.1	8.5
雇用者	8.4	18.3	21.4
完全失業者	0.1	0.3	0.5
非労働力人口	53.4	51.6	54.5

総理府「国勢調査」

(2) 専門的・技術的職業、管理的職業従事者数

(百人)

区 分	昭和40年			昭和50年		
	女	男	総数に占める女子の割合	女	男	総数に占める女子の割合
科学研究者	34	591	5.4%	39	727	5.1%
技 術 者	24	3,987	0.6	146	8,077	1.8
医師、歯科医師	140	1,293	9.7	179	1,761	10.2
薬剤師	154	208	42.5	357	337	51.4
裁判官、検察官、弁護士	1	107	0.9	4	155	2.5
公認会計士、税理士	3	163	1.8	10	315	3.1
大学教員	65	478	12.0	151	816	15.6
高等学校教員	404	1,674	19.4	435	2,019	17.7
中学校教員	608	1,700	26.3	688	1,669	29.2
小学校教員	1,678	1,764	48.8	2,245	1,877	54.5
管理的公務員	6	830	0.7	11	1,189	0.9
会社団体役員	621	6,976	9.4	988	10,298	8.8

総理府「国勢調査」

7. 婦人の公職、専門職等への進出状況

(1) 婦人議員数

区 分	人 数	総数に占める率	備 考
国会議員	人	%	
衆議院	7(511)	1.4	52.1.1現在
参議院	18(252)	7.1	"
地方議会議員			
都道府県議会	32(2,828)	1.1	50.1.23.1現在
市議会	360(20,167)	1.8	"
町村議会	217(48,220)	0.5	"
特別区議会	72(1,088)	6.6	"

自治省選挙部調べ

()内は現員総数、但し国会議員については定数

(3) 各種審議会等の委員数(都道府県段階)(注)

名 称	婦人の数	総数に占める率
地方青少年問題協議会委員	144人	102.2%
環境衛生適正化審議会委員	64	13.2
都道府県児童福祉審議会委員	165	17.8
地方農事審議会委員	87	11.3
都道府県保健生保護審査会委員(臨時委員を除く)	45	10.4
地方労働基準審査会家内労働部会委員(特別委員を除く)	72	19.5
地方家内労働審議会委員(特別委員を除く)	11	1.1

(昭和51年12月末現在)

(注) 労働省婦人少年局で調べたもののうち婦人が委員総数の10%以上を占めているもの

(4) 法律に基づいて配置されている委員、相談員等(注)

名 称	婦 人 の 数	総数に占める率
保 護 司	8,416人	18.1%
社会教育委員	103	1.24
民生委員兼児童委員	52,209	34.8
母子相談員	1,136	98.9
婦人相談員	332	85.3

(昭和51年12月末現在)

(注) 労働省婦人少年局で調べたもののうち婦人が委員総数の10%以上を占めているもの